

熊本市上下水道局広報業務契約候補者審査基準

熊本市上下水道局広報業務契約候補者審査の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査の方法

- (1) 「熊本市上下水道局広報業務契約候補者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市上下水道局広報業務契約候補者選定委員会」において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書等受付時に経営企画課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 選定委員会において、提案者に対し、ヒアリングを実施する。
- (4) 委員は、「別表 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)において各委員が評価した点数を提案者ごとに合計し、審査会出席委員の合計点数を提案者の得点とする。

3 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、合計点数の最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「提案内容」の合計点数が高い者を上位とする。「提案内容」の合計点数も同じ場合は委員の協議により選定する。
- (3) 提案者の合計点数が基準点(審査会出席委員の人数×100点×60%)に満たない場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

別表 審査項目

審査項目		審査の視点	配点
実施体制	業務体制	配置する業務責任者及び担当者(正・副)について、適切な人数かつ過去の業務実績を有し、受託後に業務(リスク管理を含む)が円滑に実施可能であるか評価する。 (様式第6号及び提案書)	15
	実施手順	基本仕様書に対し、提案された手順が事業の目的達成のために具体的であり、かつ、スケジュールやその管理が明確に示されているか。 (提案書)	15
	業務実施の能力・実施実績	提出された過去の実績等において、国、地方公共団体及び特別区から直接受注した類似実績があり、本業務を遂行する上で、必要な知見やノウハウを有しているか。 (様式第7号)	5
	理解度	本業務における目的や趣旨を適切に理解し、本業務に対して積極的な取組姿勢が見られるか。 (提案書及びヒアリング)	5
	実施体制 小計		
提案内容	熊本市内を対象とした広報	・本市上下水道事業の認知度向上や理解促進のため、基本仕様書に示したテーマに適したターゲットを明確に示し、ターゲット毎に効果的な発信方法を提案しているか。 ・提案された内容がメディア露出の可能性等が期待でき、実現が十分に見込まれるものであるか。 (提案書)	20
	熊本市外を対象とした広報	・熊本市民のみならず、国内外の方に「熊本市の良質でおいしい水道水」をPRするため、話題性になることが期待される提案内容となっているか。 ・提案された内容がメディア露出の可能性等が期待でき、実現が十分に見込まれるものであるか。 (提案書)	10
	熊本市中心市街地配水管更新事業に関する広報	・当該事業において、工事箇所周辺を利用する不特定多数の市民や企業等のターゲットを明確に示し、ターゲット毎に効果的な発信方法を提案しているか。また、認知度向上や、工事に対する理解や協力が繋がる提案内容となっているか。 ・広報媒体の選定や広報内容において、メディア露出の可能性等が期待でき、実現が十分に見込まれるものであるか。 (提案書)	15
	その他の業務	提案内容が、本業務の目的に沿った提案に加え、基本仕様書で示した業務内容を超越する創意工夫や独自性が提案されている場合に評価する。 ※提案がない場合、本項目は0点とする。 (提案書)	5
	効果測定調査業務	提案された目標値及び効果測定方法が業務内容に沿ったものであり、かつ実現が可能で、信頼性のある手法が提案されているか。 (提案書)	10
	提案内容 小計		
合計(実施体制+提案内容)			100
見積書	見積額が提案内容と照らして著しく妥当性を欠くものではないか。 (著しく妥当性を欠くと判断される場合は失格とする。)		-